

フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第51回 「組合等への出資の会計処理」
 (※ 組合等への出資に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP1】

個別財務諸表上の会計処理

組合等への出資の会計処理としては、「純額法」、「総額法」、「折衷法」がある。原則は、純額法であるが、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択する。

会計処理	組合等の損益計算書(PL)	組合等の貸借対照表(BS)
純額法 (ネット・ネット処理)	組合等の損益の持分相当額を純額で当期の損益として計上	組合等の資産及び負債の持分相当額を純額で出資金(金融商品取引法2②により有価証券とみなされるものについては有価証券)として計上
総額法 (グロス・グロス処理)	組合等の収益及び費用の持分相当割合を総額でPLに計上	組合等の資産及び負債の持分割合を総額でBSに計上
折衷法 (グロス・ネット処理)	組合等の収益及び費用の持分相当割合を総額でPLに計上	組合等の資産及び負債の持分相当額を純額で出資金(有価証券)として計上

【STEP2】

連結財務諸表上の会計処理

1 子会社・関連会社の範囲

子会社・関連会社の範囲には、会社のほかに、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む)が含まれる。そのため、組合等についても支配力基準及び影響力基準に基づき、子会社及び関連会社の範囲に含まれるかどうかについて検討する必要がある。特に、投資事業組合は留意が必要である。

2 連結上の会計処理

「金融商品会計に関するQ&A」において、投資事業組合のみ連結上の会計処理が明記されている。投資事業組合については、通常、出資者は平等であり、共有財産として処理するのが原則であるが、連結上、支配力基準又は影響力基準により実質的に子会社又は関連会社として扱われる場合には、以下のとおり会計処理する。

(注) なお、その他の組合等についても同様の会計処理になると考えられる。

(1) 連結

通常の子会社と同様に、当該組合の資産及び負債を連結した上で、親会社に帰属しない部分を「非支配株主持分」として計上する(この場合、個別財務諸表の組合の処理を戻し入れて全体を改めて連結する方法が実務的)。また、親会社に帰属しない部分の損益は、「非支配株主に帰属する当期純利益」として計上する。

(2) 持分法

個別財務諸表上の会計処理はそのまま連結財務諸表に取り込んだ上で、投資者(自社)以外の出資者が負担しない損失がある場合には、この分の損失を追加で計上する。